

大分県報

令和五年
第四五三号
十月十七日

（火曜日）

目次

規則

告示

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部改正……………一

解除予定保安林（二件）……………二

道路区域の変更……………三

道路の供用開始……………四

廃川敷地等の発生……………四

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………四

公 告

県営土地改良事業の工事の完了……………五

競争入札参加者の資格に関する公示……………五

一般競争入札の実施……………六

○規 則

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年十月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則

土地改良法に基づく申請等に関する規則（昭和四十年大分県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十七号の次に次の二号を加える。
二十七の二 法第七十六条の五第一項の認可の申請 土地改良区の組織変更（一般社団法

人）認可申請書（第二十七号様式の二）

二十七の三 法第七十六条の十三第一項の認可の申請 土地改良区の組織変更（認可地縁団体）認可申請書（第二十七号様式の三）

第二号様式添付書類5中「及び第5項」を「の規定による協議の結果及び同条第5項」に改める。

第四号様式中「選挙録及び投票録の写し」を「選挙録の場合は選挙録、投票録及び開票録の写しを添付し、選任制の場合は総会又は総代会の議事録の謄本及び議案書」に改め、注2の次に次のように加える。

3 土地改良法第18条第5項第2号及び第82条第3項第2号に規定する耕作又は養畜の業務を営む者に該当する理事は、備考欄に「耕作者」と記入すること。

第九号様式添付書類中5の次に次のように加える。
6 変更後の定款及び定款附属書類

第十一号様式添付書類1中「市町村に対する滞納処分請求書」を「滞納者に対する督促状又は請求書」に改め、同様式添付書類2中「市町村」の次に「に対する滞納処分請求書の写し及び市町村」を加える。

第十二号様式添付書類7中「第5条第5項」の次に「の意見」を加え、「意見」を「規定による協議の結果」に改める。

第十三号様式添付書類6中「意見」を「規定による協議の結果」に改める。

第十四号様式添付書類6中「第5条第5項」の次に「の意見」を加え、「意見」を「規定による協議の結果」に改める。

第二十七号様式中「第71条の2」を「第71条の2」と改め、第84条において準用する同法第71条の2」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

「第71条の2」及び「第84条において準用する同法第71条の2」

第27号様式の2(第2条関係)

土地改良区の組織変更（一般社団法人）認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿
 所在地
 申請者 名 称
 代表者の職及び氏名

当土地改良区は、一般社団法人への組織変更をしたいので、土地改良法第76条の5第1項の規定により認可を申請します。

添付書類

- 1 土地改良法第76条の2第1項の組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本
あつたことを証する書面
- 2 組織変更計画を承認した総会又は総代会の議事録の謄本、議案書その他必要な手続の
あつたことを証する書面
- 3 土地改良法第76条の3第2項による公告及び催告（同条第3項の規定により、当該公告
を、官報のほか、定款で定めた公告の方法によりする場合にあつては、その方法による
公告）をしたことを証する書面
- 4 組織変更に関する債権者があるときは、土地改良法第76条の4第2項の規定によ
りその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、若しくはその債権者に弁済
を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更してもその
債権者を害すおそれがないことを証する書面
- 5 組織変更後一般社団法人の定款となるべきもの
- 6 組織変更後一般社団法人の社員となるべき者の名簿
- 7 土地改良法第76条の2第4項第6号の日について変更があつたときは、その変更を証す
る書面
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書面

第27号様式の3(第2条関係)

土地改良区の組織変更（認可地縁団体）認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿
 所在地
 申請者 名 称
 代表者の職及び氏名

当土地改良区は、認可地縁団体への組織変更をしたいので、土地改良法第76条の13第1項の規定により認可を申請します。

添付書類

- 1 土地改良法第76条の12第1項の組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本
あつたことを証する書面
- 2 組織変更計画を承認した総会又は総代会の議事録の謄本、議案書その他必要な手続の
あつたことを証する書面
- 3 土地改良法第76条の16において適用する同法第76条の3第2項による公告及び催告（同
条第3項の規定により、当該公告を、官報のほか、定款で定めた公告の方法によりする
場合にあつては、その方法による公告）をしたことを証する書面
- 4 組織変更に関する債権者があるときは、土地改良法第76条の16において適用す
る同法第76条の4第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を
供し、若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託し
たこと又は組織変更してもその債権者を害すおそれがないことを証する書面
- 5 組織変更後認可地縁団体の規約となるべきもの
- 6 組織変更後認可地縁団体の構成員となるべき者の名簿
- 7 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維
持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書面
- 8 土地改良法第76条の12第2項第5号の日について変更があつたときは、その変更を証す
る書面
- 9 その他参考となるべき事項を記載した書面

第三十号様式(その一)添付書類6中「第5条第5項」の次に「の意見」を加え、「意見」を「規定による協議の結果」に改める。

第三十号様式(その四)添付書類7及び第三十号様式(その五)添付書類7中「意見」を「規定による協議の結果」に改める。

第三十号様式(その六)添付書類3中「第85条の3第2項の意見」を「第85条の4第2項の規定による協議の結果」に改める。

第三十一号様式添付書類7、第三十二号様式添付書類7及び第三十三号様式添付書類6中「意見」を「規定による協議の結果」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の土地改良法に基づく申請等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

○告 示

大分県告示第四百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和五年十月十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所

佐伯市米水津大字浦代浦字瀬戸奥九七九番一五(国有林)、九七九番一六、九七九番一七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

大分県告示第四百三十五号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和五年十月十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所

佐伯市米水津大字浦代浦字瀬戸奥九七九番一五(国有林)、九七九番一六、九七九番一七

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

大分県告示第四百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第一百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年十月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十月十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道日之影字目線	佐伯市宇目大字南田原字 寺家五八一番五から 佐伯市宇目大字南田原字 影ノ平五六八番九まで	前	二〇・〇 メートル 八・四	九二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	二〇・〇 メートル 八・四	九二・〇	
佐伯市宇目大字南田原字 寺家五八〇番一から 佐伯市宇目大字南田原字 影ノ平五六八番一まで	佐伯市宇目大字南田原字 寺家五八〇番一から 佐伯市宇目大字南田原字 影ノ平五六八番一まで	前	一六・〇 メートル 六・〇	九〇・〇	
		後	一六・〇 メートル 六・〇	九〇・〇	

大分県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道日之影字目線
佐伯市宇目大字南田原字寺家五八〇番一から
佐伯市宇目大字南田原字影ノ平五六八番一
まで
令五・一〇・三〇

大分県告示第四百三十八号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、大分県土木建築部河川課及び大分土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 河川の名称

一級河川大分川水系寒田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和五年十月十七日

三 廃川敷地等の位置

大分市大字寒田字轟三五六番三地先、三五七番地先及び三五八番地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 二一三・一六一六平方メートル

大分県告示第四百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和五年十月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
小高島①	国東市 国見町 竹田津	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、国東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
岡⑩	国東市 国見町 竹田津	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
浜手④	国東市 国見町 櫛海	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
野田①	国東市 国見町 野田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
払⑤	国東市 安岐町 両子	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
地間③	国東市 国東町 赤松	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	

松ノ木	大通寺	丸田(A)	上殿	秀	弁分⑤	金藤④	金藤③	平原②
国東市 安岐町 山口	国東市 安岐町 成久	国東市 武蔵町 糸原	国東市 武蔵町 糸原	国東市 武蔵町 手野	国東市 安岐町 朝来	国東市 武蔵町 麻田	国東市 武蔵町 麻田	国東市 小原
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域								
急傾斜 地の崩 壊								
別図の とおり								
別図のとおり								

令和五年十月十七日

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。
令和五年十月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎
着手年月日 完了年月日

事業名 県営防災ため池事業（地震対策型）
（猿喰溜池地区）
平二九・三・二四 令四・四・二七

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
令和五年十月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 調達をする物品等の種類
県立学校児童生徒・教員用タブレット端末 一式
- 二 競争入札の参加者資格
- 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
- (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者
- (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者
- (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
- (五) 国税又は大分県税を滞納している者
- (六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）にお

大分県報（告示・公告）

いて継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七（五〇六）二九六五

3 申請の時期

令和五年十月十七日（火曜日）から同年十一月一日（水曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年10月17日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び数量

県立学校児童生徒・教員用タブレット端末 一式

(2) 納入期限

令和5年12月28日（木）

(3) 納入場所

大分県教育庁教育デジタル改革室

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

<p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和5年10月17日（火）午前10時から同年11月21日（火）午前10時までにを行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」を、令和5年11月21日（火）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2966</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続</p> <p>競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和5年10月17日（火）から同年11月1日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。） の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入</p>	<p>札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2966</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和5年11月28日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>7 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加申請が承認された時から令和5年11月28日（火）午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 (2) 提出期限 令和5年11月27日（月）午後5時までに必着のこと。</p> <p>11 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和5年11月28日（火）午前10時30分</p> <p>12 再入札</p>
---	---

<p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p>	<p>18 その他 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>
<p>13 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p>	<p>19 Summary (1) One set of Tablets for students and teachers of prefectural school (2) Time limit for tender 10:00 a.m. 28 November, 2023 (3) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government 3 - 1 - 1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097 - 506 - 2966</p>
<p>14 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	
<p>15 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p>	
<p>16 最低制限価格に関する事項 設定しない。 17 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p>	